

一般財団法人女性労働協会会員及び会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人女性労働協会（以下「本協会」という。）定款第41条の規定に基づき、会員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 会員は、本協会の事業に賛同し、事業の遂行に必要な費用に充当するため、毎年度会費を納入するものとし、会員は次の各号に定めるところにより、特別会員と賛助会員に区分する。

- (1) 特別会員 働く婦人の家の館長及び類似施設の代表者等とする。
- (2) 賛助会員 本協会の事業に賛同する者とする。

(入会手続き)

第3条 会員として入会しようとする者は、別紙様式①又は②による入会申込書を協会に提出し、本協会の承認を得なければならない。

(会費)

第4条 会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- (1) 特別会費 年額10,000円
- (2) 賛助会費 年額20,000円（1口あたり）

2 会費は、会長が発行する請求書に記載する納入期限までに納入するものとする。

(退会手続き)

第5条 特別会員又は賛助会員で退会しようとする者は、原則として会計年度の末日の60日前までに本協会に退会届け（別紙様式③）を提出しなければならない。

年度途中における退会であっても、当該年度の会費は負担するものとする。

(変更手続き)

第6条 特別会員又は賛助会員で会員名・住所等が変更になった場合は、その都度変更届け（別紙様式④）を提出しなくてはならない。

2 賛助会員で口数を変更する場合は、原則として会計年度の末日の60日前までに協会に変更届け（別紙様式④）を提出しなければならない。

附則

この規程は、一般財団法人への移行登記の日から適用する。